

障害者介助等助成金では ICT（情報通信技術）※を 活用した事例でも 支給対象となります。

1

遠隔手話サービス（聴覚障害者）

聴覚障害者との職場でのやりとりや聴覚障害者が出席する会議等で、手話通訳が必要になった際に、遠隔手話サービスを使用する。



2

音声回線を活用した遠隔での職場介助者による 文書朗読・作成（視覚障害者）

視覚障害者が音声回線を使用して出した指示にもとづき、離れた場所にいる職場介助者が文書の読み上げや、作成を行う。

※ICT 《information and communication technology》情報通信技術。
ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。
(出典／小学館デジタル大辞泉)

3

小型カメラ等を活用した目的地への外出(遠隔誘導)サポート(視覚障害者)

視覚障害者が小型カメラ等をつけて外出し、職場介助者はモニターを通して、安全確保や道案内などを行う。

4

カメラ・モニター端末等を活用した遠隔での職場介助者による文書作成(四肢機能障害者)

四肢機能障害者がカメラ・モニター等を介して出した指示にもとづき、離れた場所にいる職場介助者が文書の作成を行う。

障害者介助等助成金

(雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	●2級以上の視覚障害者 ●2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ●3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3 / 4	●配置1人 月15万円 ●委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ●委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	10年間
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	●2級以上の視覚障害者 ●2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ●3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2 / 3	●配置1人 月13万円 ●委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ●委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	5年間
③手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	2級または3級の聴覚障害者	3 / 4	●委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

(注)認定申請書の提出期限：①、③の助成金…配置または委嘱する日の前日まで ②の助成金…①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで

お問い合わせ先

助成金を支給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、左記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております。
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers